

町議会3月定例会

町議会3月定例会は、3月3日から19日までの会期で開かれ、議案の審議ほか、7人の議員が14項目にわたる一般質問を行いました。

町長提出議案

町長等の期末手当の特例に関する条例の一部改正

依然として厳しい状況にある町財政のなかで、自ら率先して昨年度に引き続き町長、助役、収入役および議会議員の期末手当の削減措置を講じることとしたため、条例の一部が改正されました。

箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

地方公務員災害補償法および同法施行規則が改正されたことにもない、罰則規定などに変更が生じたため、条例の一部が改正されました。

箱根町廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

廃棄物の処理および清掃に関する法律の一部改正にもない、条例上で引用している法律条項に変更が生じたため、条例の一部が改正されました。

箱根町火災予防条例の一部改正

火災予防条例(例)の一部改正に基づき、現行条例において規制されている喫煙所の設置および劇場などの客席の設置に関する規定に変更が生じたため、条例の一部が改正されました。

平成15年度箱根町一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出に1億1307万1000円を追加し、総額は、95億375万7000円になりました。
平成15年度箱根町老人保健特別会計補正予算(第1号)

医療給付費などに不足が生じたため、歳入歳出に6920万円を追加し、総額は、12億9394万5000円になりました。
平成16年度箱根町一般会計予算及び11会計予算

一般会計予算95億700万円、11会計の合計58億1770万円、平成16年度予算総額は、153億2470万円になりました。
指定金融機関の指定

定金融機関を次のとおり指定することとなりました。

平成16年7月1日～平成17年6月30日『さかみ信用金庫』
平成17年7月1日～平成18年6月30日『株式会社駿河銀行』
平成18年7月1日～平成19年6月30日『株式会社横浜銀行』

議会議事案件

箱根町災害支援基金条例の制定

この議案は、閉会中の継続審査として総務企画常任委員会に付託され、観光環境常任委員会との連合審査となっていたもので、審査の結果、原案のとおり可決されました。

商工従業員184名を表彰

商工従業員表彰式が2月19日(木)に仙石原文化センターで行われました。この表彰は、町内の商工事業所に勤務し、他の従業員の模範となる優良従業員と、勤続10年以上の従業員の方々を表彰しているものです。表彰された方々は優良従業員4名、永年勤続者180名でした。

(敬称略)

優良従業員表彰

水島 俊雄(箱根温泉旅館協同組合)
椎野 篤(日本建鉄箱根保養所)
村上 清美(レストラン フジミヤ)
剣持 ミサ江(南高杉商店)

永年勤続者

30年以上 長尾 広幸 ほか34名
20年以上 横山 等 ほか48名
10年以上 西村 智也 ほか95名



前列左より水島さん、椎野さん、山口町長、村上さん、剣持さん

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書

全日本建設交通一般労働組合 神奈川県本部から提出されたこの陳情は、会期中の審査として総務企画常任委員会に付託され、審査の結果、採択されました。
暮らしを支える年金制度の確立を求める意見書の提出

2人の議員から、関係行政庁に対し意見書を提出するよう提案されたこの議案は、否決されました。
箱根町議会議員の適正定数の調査に関する決議

正定数調査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託となりました。
観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書の提出

この意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することになりました。
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出

この意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することになりました。

お聞かせください! まちを愛する まちを育てる あなたの声を



「町長へのメッセージ」は、町民の皆さんから直接町に寄せられた意見やアイデアなどを、町民参加のまちづくりに反映させる制度です。

町長は、寄せられたすべてのメッセージに目を通します。内容を調査し、回答いたしますが、時間がかかるともありませんのでご了承ください。匿名や住所などの記入のないものは回答ができませんので、忘れずに記入してください。切手を貼る必要はありません。そのまま、ポストに投函してください。

「住んでよいまち 訪れてよいまち 働いてよいまち 箱根」へのメッセージをお待ちしています。

アンケート

「広報はこね」についておたずねします。

1. 「広報はこね」を読んでいますか。
イ. 毎月読む 時々読む ほとんど読まない
2. 「広報はこね」の内容は、読んで楽しいですか。
イ. 楽しい内容がある 特に感じない つまらない 内容が固い
3. 毎日の生活に役立っていますか。
イ. 役立っている 役立っていない 時々役立つものもある
4. ページは適当だと思いますか。
イ. 適当 少ない 多い
5. 文章は分かりやすいですか。
イ. 分かりやすい 理解できない文章がある
6. 写真の量は適当だと思いますか。
イ. 適当 少ない 多い
7. その他、「広報はこね」に対するご意見や掲載してほしい記事がありましたら記入してください。

以上の設問には、一つだけ 印をつけてください。

料金取戻人私

箱根湯本町承認

1

差出有効期間
平成18年3月31日まで

(切手を貼らずにお出しください)

2 5 0 4 0 3 9 0

(受取人)

箱根町企画部

企画課

町長へのメッセージ 行